

# 明治初年、広島県庁の民事裁判について (三)

——『自明治五年至同九年 裁判申渡案』（民第二三六号）を中心として——

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

加藤 高

紺谷 浩司

## 目次

|              |                                       |
|--------------|---------------------------------------|
| 一 本稿 (一)     | 『裁判申渡案』本文読下し (一一)～(三〇)……………修道法学第三四卷一号 |
| 二 本稿 (二)     | 『裁判申渡案』本文読下し (三二)～(六〇)……………修道法学第三四卷二号 |
| 三 本稿 (三)     | 『裁判申渡案』本文読下し (六一)～(八〇)                |
| 二 『注の部』…………… | 以上 本号                                 |

一 『裁判申渡案』本文読下し (六一)～(八〇)

(一九九A) (注120)

【六一】貸金催促ノ訴

九年二月七日裁許

同年四月六日期限\*

第百五十三号\*\*

印\*\*\* 裁判申渡書

広島県安芸国

\* 二行分欄外に紫の墨書き

\*\* 朱書き

\*\*\* 「横地安信」の丸朱印

原告 広島六丁目村商

原告 M H 清兵衛 代言人

同所鉄炮屋町 商

貸金催促ノ訴 二宮 豊三郎

同 県 同 国

同所平田屋町 商

被告 T H アサ 代人

同所西魚屋町 商

Y M 幸兵衛

右被告代言人

〔一九九B〕

沼田郡中調子村 農

倉本 吉兵衛

原告 M H 清兵衛 被告 T H アサ

明治四年未九月金拾九円貸渡シ翌年二

月限り返済可致ノ証書取置ク延期

限過去返済不致終ニ出訴ニ及フト雖 (毛)

濟方不行届ニ付 T H アサ 身代限濟方

申付ル間右身代限入札払代金ノ内ヨリ受

渡ス可シ

但 訴訟入費之儀ハ身代限売払代

金ノ内ヨリ弁償ス可シ

所 役 人

右之通申渡シタ間 T H アサ所持ノ動

〔二〇〇A〕

産不動〔産〕\*双方立会取調ノ上書面ヲ以申

出可シ

明治九年二月 主中 属 山田熊雄 印

副 権中属 一色 小十郎 印

〔二〇〇B〕

(記述ナシ)

〔二〇一A〕 (注同)

〔六二〕 貸金催促ノ訴

九年第五百五十三号\*

裁判申渡

広島県安芸国

広島六丁目村 商

M H 清兵衛 代言人

同所鉄炮屋町 商

原告

二宮 豊三郎

\* 欄外に朱書き

\* 〇内は、欠字を補った。

貸金催促ノ訴

同県 同国

同所平田屋町 商

被告 T H アサ 代人

〔二〇一B〕

同所西魚屋町

商 Y M 幸兵衛

右被告代言人

沼田郡中調子村

農 倉本 吉兵衛

其方共一件遂審理宛左ノ如シ

原告 M H 清兵衛 被告 T H アサ

エ明治四年未九月金拾九円貸渡シ

翌年二月限り返済可致ノ証書取置

ク宛期限過去リ返済不致終ニ出訴

〔二〇二A〕

ニ及フト雖〔モ〕濟方不行届ニ付 T H ア

サ身代限濟方申付ル間 右身代限

入札払代金ノ内ヨリ受渡ス可シ

但 訴訟入費ノ儀ハ身代限売払代

金ノ内ヨリ弁償ス可シ

所 役 人

明治初年、広島県庁の民事裁判について (三)

右之通申渡シタ間 T H アサ所持ノ

動産不動産双方立会取調ノ上

書面ヲ以申出可シ

〔二〇二B〕

廣島縣七等判事

明治九年二月七日 横地 安信 印\*

\*「七等判事横地安信印」の角朱印

〔二〇三A〕 (注四、四)

〔六三〕 貸金催促ノ訴

十月三十日揭示願\*

明治九年第二千四百壹号

七等判事 印\*\*\*

九月一日喚出又\*\*\* \*欄外に朱書き

\*\*\* 欄外下部に墨書き

主 印\*\*\* \*「横地安信」の丸朱印

副 印\*\*\* \*「小島」の丸朱印

\*\*\* \*「松野」の丸朱印

裁判申渡稿 広島平塚

原告人 士族 S K 源太

同所鉄炮屋町

右代人 商 N O 輝政

一八一 (二八一)

貸金催促ノ訴

同所猿樂町

被告人 商 Y G 久次郎

五月廿七日満期\*

明治九年第七百五十九号\*\*

\* 二行分欄外に墨書き。

なお、欄外上部に

「七月十七日

印\*\*\*

入札期同月

廿一日直」の朱書き

\*\* 朱書き

其方共一件遂審理処如左

(二〇三B)

原告人義明治九年三月十日被告人へ金拾九円貸与へ明治

九年七月三十一日限り返済可致トノ証書取置ク処期限

過去リ返済致サス終ニ及出訴ト雖モ済方不行届ニ付

被告人身代限済方申付ル間右入札払代金ノ内ヨリ受渡スヘシ

但 訴訟入費モ右入札払代金ノ内ヨリ弁償ス可シ

裁判申渡案

原告 廣島県安芸国賀茂郡内海邨

商 K Y 清三郎 代言人

被告 廣島向川場町

原告 商 藤 井喜七

被告 廣島県安芸国賀茂郡馬木邨

原告 農 S T 仁藏

右

代書人

右之通申渡夕間一同立会被告人所持ノ動産不動産

取志ラベノ上書面ヲ以テ申出ツヘシ

明治九年八月卅日

其方共一件遂審理処左ノ如シ

原告 K Y 清三郎儀被告 S T 仁藏へ去ル明治八年

四月十三日米壹石七斗貸渡シ明治八年十二月限返済

可致ノ証書取置ク処期限過去(リ)返済致サス終ニ出訴

ニ及フト雖トモ済方不行届ニ付 S T 仁藏身代限済

(二〇四B)

方申付ル間右入札払代金ノ内ヨリ受渡スヘシ

但 訴訟入費ノ儀ハ成規ノ通売払代金ノ内

(二〇四A) (注15、136)

〔一六四〕貸米催促ノ訴

九年三月廿九日言渡済

ヨリ弁償スヘシ

右

所役人  
代書人

右之通申渡セシ間一同立会ノ上被告S T仁蔵所  
持ノ動産不動産取調ノ上以書面申出ツヘシ

明治九年三月十三日 主 中 属 馬渡 俊猷 印  
フク十三等出仕 松野 節夫 印

〔二〇五A〕(注17、18)

〔六五〕 貸米催促之訴

九年三月廿九日言渡済 五月廿七日満期\* \* 欄外に墨書き。なお、

欄外上部に

「七月十七日入

札払同月

廿一日直」の朱書き

\*\* 朱書き

\*\*\* 「横地安信」の丸朱印

九年七百五十五号\* \* 印  
裁判申渡書

広島県安芸国

賀茂郡内海村 農

明治初年、広島県庁の民事裁判について (三)

K Y 精三郎 代言人

同県 同国

広島向川場町 商

原告 藤井喜七

貸米催促之訴

同県 同国

賀茂郡宗近村 農

被告 M I 栄助

其方共

原告K Y精三郎儀被告M I栄助へ

〔二〇五B〕

明治八年一月十四日正米壹石九斗九升六

合四勺貸渡シ明治八年十一月三十日限り

返済可致ノ証書取置ク処期限過去リ

返済不致終ニ出訴ニ及フト雖モ済方

不行届ニ付M I栄助身代限り済方申

付ル間右入札払代金ノ内ヨリ受渡スヘシ

但 訴訟入費ノ儀ハ身代限売払代金ノ内ヨ

リ弁償ス可シ

所 役 人

右ノ通申渡セシ間一同立会被告M I栄助

所持ノ動産不動産取調ノ上書面ヲ以申出ヘシ

一八三 (一八三)

明治九年三月 主 中属 山田 熊雄 印

副 少属 柏屋 萬尋 印

シ更ニ原告人ヨリ其方ニ対シ請求スル処济〔方〕\*  
不行届ニ付身代限济方申付ル \* 截断部分を  
但 訴訟人費モ償却ス可キ事 本文より推定

広島向川場 士族 豊父 H T 亀〔次〕\*  
\* 截断部分を

代理人 本文より推定

〔二〇六B〕

同南町四番町 士族

原告人 高屋 亮功

右之通源之助へ申渡タ間其意ヲ得身〔代限〕\* \* 截断部分を  
济方受ク可シ 本文より推定

安芸国高宮郡古市村 農 M M 福太〔郎〕\*  
\* 截断部分を

後见人 本文より推定

元被告人 S M 庄藏

右之通源之助并ニ原告人へ申渡タ間其旨  
可相心得事

明治八年十月廿八日\* \* 〔廿八日〕のみ紫書き

〔二〇七A〕（注10、11）

〔六七〕 貸金催促ノ訴

九年十一月廿八日申渡\* \* 欄外に朱書き

十一月廿八日\* \* 欄外に朱書き

〔二〇六A〕（注10、11）

〔六六〕

六年第二百一十号 \* 欄外に朱書き。なお、この外側  
にある朱書きの一行は判読不能

印\*\* 七等判事 聴訟課 印\*\*\* 主 印\*\*\* \* 〔白濱〕の丸朱印  
副 印\*\*\* \* 〔馬渡〕の丸朱印  
\*\*\* \* 〔粕屋〕の丸朱印  
\*\*\* \* 〔岩田〕の丸朱印  
\* 欄外上部に「七月十二日出シ  
同月十五日入札払」の墨書き

民事裁判申渡案 安芸国沼田郡楠木村 士族  
M K 源之助

H T 亀次ヨリ M M 福太郎へ掛ル貸金出入審理  
ヲ遂グル処全ク其方負債主ニテ實際被告本  
人ニハ關係無之旨其方并ニ原被共申口吻合

九年十一月廿八日申渡\* \* 欄外に朱書き

十一月廿八日\* \* 欄外に朱書き

明治九年第六百六十九号  
七等判事 印

欄外下部に墨書き  
朱書き  
「横地」の丸朱印

主 四級判事補 一色 小十郎 印  
副 十二等出仕 川北 祐利 印

裁判案

広島県備後国深津郡古吉津町

士族

原告 Y G 虎 次

全県全国全郡西町

士族

原告 O B 壮 作

全県全国全郡全町

士族

〔二〇七B〕

原告 M K 半 藏

貸金催促之訴

全県全国全郡津之下村

Se K 寺 事

被告 F I 祥 雲

其方共一件審理ヲ遂ル処原告〔二〕於テ明治四年  
十二月旧福山藩札三拾貫目被告へ貸付地所

明治初年、広島県庁の民事裁判について〔三〕

書入ノ借用証書取置キ満期催促ヲヨブニ  
被告ニ於テ謂レナキ異議申立返済相滞ル〔二〕ヨ  
リ明治七年八月二十四日小田県庁へ出訴御審  
理中御管轄換リニテ岡山県庁へ御引継キ  
笠岡支庁ニ於テ御取札中明治九年二月八日  
〔二〇八A〕

付別紙ノ通り一応訴状取下ケヲ願ヒシモ右ハ書  
中明文ノ如ク御掛官員ノ御沙汰〔二〕因テ一件願  
下ケ速ニ認メ替ノ上明治九年二月十七日再応捧  
呈セシニ御採上ケニ相成之レアルハ畢竟明治七  
年八月二十四日ヨリ引続キタル御審理ニシテ公正  
ノ該書入地証書面約ノ如ク被告ヨリ返済ヲ  
得ヘキ旨陳述ス被告ニ於テ本訴ノ証自分ヨリ  
原告人へ差入レタル所以ハSa K 寺事H D 久兵衛  
儀原告ヨリ新開田受負ノ事件ニ付原告へ  
差入レ呉ベクトノ依頼ニ応シ差入レシ敷証文ニシ  
テ全〔ク〕原告ヨリ旧藩札借受ケタル儀ニハ之レナキ  
ニ付自分ヨリ返弁ノ義務ナシト答弁セリ仍テ  
〔二〇八B〕

裁決スル左条ノ如シ  
第一条 原告ニ於テ本訴ハ明治七年八月二十四日  
小田県庁へ出訴以來引続キタル審理中ナル

二付該地所書入証ハ公正ナル旨明治九年二月八日付訴狀取下ケ願書ノ明文ニ拠リ申立ルト雖モ其取下ケ願ヒタルハ自己ノ願書ニシテ岡山県支庁聞届ケノ証印アリ当庁ヘ

引継タル該訴ハ明治九年二月十七日付ノ出訴ナルニ付明治七年八月二十四日ヨリ引続キタル審理中トノ申分ハ採用セズ因テ該証書ハ

明治七年第七十六号\* (注145) 公布ニ抵触セシヲ以テ地所書入ノ効ヲ有セザルモノトス

〔二〇九A〕

第二条 被告ニ於テ本訴ノ証ハSa K寺事H D

久兵衛儀原告ヨリ新開田受負ノ事件

ニ付原告ヘ差入レ呉ベクトノ依頼ニ応シ差入レタル敷証文ナルニ付返弁ノ義務ナキ旨

申立ルト雖モ右証書ニ新開田敷証文之儀一切登記ナキ而已ナラズ右ノ地所質物ニ差入レ銀子儘ニ拝借仕候処実正明白也

然ル上ハ一ヶ月貳歩ノ加利息元利トモ来ル申五月限り無延滞御返弁可申上下ノ

約定明文有之以上ハ原告ヘ返弁ノ義務ナシトノ申分ハ相立タザルモノトス

第三条 前条ノ通ニ付本訴証書面ノ旧福

〔二〇九B〕

山藩札三拾貫目原告請求通り約定ノ

利子ヲ加ヘ 計算旧福山藩札

速ニ返弁可致儀ト裁決ス 比較表ニ拠ルベシ

但 訴訟入費成規ノ通り被告人ヨリ償却可致事

代書人

右之通申渡セシ間其旨可相心得候事

明治九年十一月廿一日

第七六号、なお、(注143)

を参照。

〔二一〇A〕 (注144, 145)

【一六八】預ケ金催促ノ訴

九月廿七日呼出シ難ク\*

印\*\*\*

\* 欄外右側に朱書き。その外

側の朱書き一行は判読不能

\*\* 欄外下部に「八浬」の

丸朱印

\*\*\* 「横路安信」の丸朱印

七等判事 印\*\*\*

明治九年第二千五百貳拾四号\*\*\*

主 四級判事補 一色 小十郎 印



副十四等出仕 林 俊雄 印  
裁判案

山口県周防国熊毛郡佐賀村  
原告 農 K B 政五郎 代人

広島県安芸国広島袋町  
農

H M 龍 二

預ケ金催促ノ訴

全県全国広島鷹匠町

農

[110B]

被告 Y S 彦 助

全県全国沼田郡江波村

商

引合人 K E 甚 六

其方共一件審理ヲ遂ル処原告ニ於テ明治九年二月廿三日

製茶七拾六丸\*問屋KE甚六世話ニテ被告YS彦助ヘ \*「貫」か

売渡シ代金ノ内百貳拾七円六拾銭六厘其俣被告彦助ヘ

相預ケ明治九年四月廿三日限り返戻ス可キノ預リ証取置ク処

満期後返済致サザルニ付約ノ如ク返済ヲ得ヘキ旨申

立ツ被告ニ於テハ本証書通り茶代金其俣預リタルニ相

違ナキ処右売買ノ際甚六ニ於テ自分ヘ対シ金貳拾

明治初年、広島県庁の民事裁判について (三)

円立替手付トシテ政五郎ヘ相渡シ政五郎(二)於テモ受取タル  
(一一一A)

旨甚六政五郎トモ申聞ケタルニ付爾後甚六ヘ手付金貳拾  
円返済ヲ遂ケタル処原告ニ於テ今更貳拾円ノ手付金受  
取之レナキ杯申(ス)ト雖トモ原告政五郎前段通り自分ヘ申聞  
(ケ)

因テ甚六ヘ返済ヲ遂ケタル儀ニ付右貳拾円ヲ差引殘金  
相渡ス可キ旨申立タリ引合人KE甚六ニ於テハ明治九  
年二月廿三日自分世話ニテ原告政五郎ヨリ被告彦助ヘ  
製茶売買ノ際自分ニ於テ金貳拾円立替右売買ノ

手付金トシテ政五郎ヘ渡シ置キタリト一時商業ノ便

宜ニ抛リ無実ノ儀ヲ被告彦助ヘ申入レ売買相成リ

其後彦助ヨリ金貳拾円自分ヘ受取タル以後其実

立替無之段彦助ヘ申入レ更ニ借用証差入九月限り猶

予ノ儀談判(二)ヲヨヒタルニ其儀終ニ相調ヒ不申旨申

(一一一B)

立ル仍テ判決スル左条ノ如シ

第一条 引合人甚六世話ニテ原告政五郎ヨリ被告彦助ヘ

製茶売買ノ際甚六(二)於テ金貳拾円立替手付トシテ

政五郎ヘ渡シ置キタリト一時商業ノ便宜ニ抛リ無実

之儀ヲ被告彦助ヘ申入レ政五郎(二)於テモ受取り

一八七(二八七)

（記述ナシ）

シ旨原告代人并引合人トモ申口符合セリ畢竟被告ニ於テハ無実トハ不相心得貳拾円甚六へ既ニ返

濟ヲ遂ケタル以上ハ右ノ貳拾円ハ原告人へ対シ本証

書面ノ金員ト計算差引ヲ得ヘキ權利アリトス

第二条 引合人甚六ニ於テ一時商業ノ便宜トハ申（シ）ナカラ

金貳拾円立替タル杯無実ノ事故ヲ被告彦助へ

申入ル（ルニ）ヨリ終ニ全人ヨリ金貳拾円受取自己ノ手元ニ

（二二二A）

中止スルノ理ナキヲ以テ速ニ原告政五郎若クハ

代人へ相渡スベシ

第三条 前条々ノ筋合ナルヲ以テ被告ニ於テハ原

告へ対シ本証金員へ嚮キニ引合人甚六へ渡セシ

金貳拾円ヲ計算差引速ニ残金返戻シ本

証書受取ル可キ儀ト判決ス

但 訴訟入費ハ「被告ヨリ原告人（へ）償却シ引合人ハ自費

タルヘキ事」\* 訂正前は「原告被告引合人トモ各

自費タルヘキ事」となっていた。

代書人

右之通申渡セシ間其旨可相心得事

明治九年九月 日

（二二二B）

（二一三A）（注、逆）

【六九】山代価不足請求ノ訴

十月四日 裁許申渡\*

明治九年第貳千三百九十号

七等判事 印\*\*\*

印\*\*

\* 欄外右上に朱書き

\*\* 丸朱印、判読不能

\*\*\* 「横地安信」の丸朱印

主 十四等出仕 小島 範一郎 印

副 四級判事補 一色 小十郎 印

裁判申渡稿

安芸郡牛田村

原告人 土族 G M 唯之助

山代価不足請求ノ訴

同郡同村

被告人 農 N T 作 太郎

其方共詞訟遂審理処

原告人ニ於テハ明治八年五月官庁ヨリ山反別三町立木共御払下ヲ

受

ケ未タ地券御下付相成ラサル内明治八年五月中右山三町立木共代

金

(一一三B)

九百貳拾五円三拾銭ニテ被告人へ売渡シ代金ノ内四百貳拾五円三拾銭ハ被告

人ヨリ差出シタル第十三号ヨリ第十九号ニ至ル七通ノ借用証即チ自分ノ旧

負債金ニ差継キ残金五百円ハ右山地券ヲ被告人へ切換へ相渡ス節受取ルヘクトノ締約ニテ被告人ヨリ明治八年九月廿日其約定証ヲ

受取  
リ置キタリ然ル尨明治九年三月廿八日右山地券御下付相成リタルニ付定約

通り地券名前切換へ相渡ス可(ク)就テハ残金五百円受取り度旨  
被

告人へ及請求尨被告人ニ於テ既取引済ノ第二号ヨリ第十号マテノ受取書并襟物\*損料金迄残金五百円へ差継キ計算可致坏不条理  
申立ルト雖モ抑モ被告人証拠トスル第二号ヨリ第十二号ニ至ル十一通証

\* 彫り物(『広辞苑』第五版)

書ノ内第二号ヨリ第七号ニ至ル六通ノ受取書ハ兼テ被告人ヨリ借

用金ノ受取書ナレ共既ニ返却済ノ証書ニ有之并第八号ヨリ第十号ニ至ル襟物借用証モ襟物ハ勿論定約ノ損料金迄夫々返還済

(一一四A)

ノ証書ナルヲ以テ明治八年九月廿日被告人ヨリ定約証ヲ受取りタ

明治初年、広島県庁の民事裁判について(三)

ル節右第

二号ヨリ第十号ニ至ル九通ノ証書金員ハ山代価ニ差継カサル訳ナリ尤

右九通ノ証書并右第十三号ヨリ第十九号ニ至ル七通証書ヲ依然被告  
人

所持セルハ予テ入魂ノ間柄ナルヲ以テ取戻シヲ催促中今日迄遷延シ

タリ而シテ右第十一第十二号両通借用証ノ金員ハ自分ノ借用ニ相違無

之ニ付兼テ被告人ヨリ領収セシ山売買ノ右定約証ニハ右等借用金差

継クヘクトノ原約ハ無之ト雖モ到底償還ノ金額ナルヲ以テ勿論山代価

残り五百円へ差継キ計算可致尤右第二号ヨリ第十号ニ至ル九通証書ノ金員ハ決テ差継クヘキ義務無之仍テ右山地券証ハ被告

人ニ切換へ相渡シ且右第十一第十二号二通証書ノ借用金耳山代価残り五百円ニ差継キ残金速力ニ被告人ヨリ受取度旨申

述セリ

(一一四B)

被告人ニ於テハ明治八年五月中原告人ヨリ山反別三町立木共代価九百貳拾五

円三拾銭ニテ買受ケタルハ相違無之就テハ明治八年九月廿日ニ至

一八九(二八九)

り原告人

へ定約証ヲ相与へ原告人ヨリモ第一号定約証ヲ受取り置キ右山代  
価

ノ内四百式拾五円三拾錢ハ兼テ原告人へ貸付ケ金許多有之内第十  
三号

ヨリ第十九号ニ至ル七通借用証ノ金員ニ差繼キ払入レタリ尤右山  
自然

官林ニ相成リ地券証御下付相成ラサル節ハ買受ケノ定約ハ取消  
シ右払入レタル四百式拾五円三拾錢ハ右七通借用証ノ通り元利返

却  
ヲ受クル原約ニ付右七通ノ借用証ハ今日迄自分所持セリ然ル処右  
山地券ハ既ニ原告人へ御下付相成リタルニ原告人ヨリ地券名前切

換  
へ相渡サス且原告人ニ於テ明治八年五月右山買受ケ以来原告人ノ  
請求ニ依リ不得巳明治八年六月中山代価残り五百円ノ内へ払入レ

タル  
第二号ヨリ第七号ニ至ル六通受取書ノ金員并明治七年中原告人

（二二五A）  
へ襟物貸付ケタル第八号ヨリ第十号ニ至ル三通証書ノ損料金等

ハ既ニ返却済ニ付山代価残り五百円へ差繼クヘキ筋無之蓄第十一  
号

第十二号両通証書ノ借用金耳差繼クヘク杯不条理申立ツルト

雖モ既ニ取引済ノ証書ヲ其俛自分所持スル謂無之ニ付右原告

人申立ハ苦情ナル事明白ニ有之依之右第二号ヨリ第十二号ニ至ル  
十一通証書ノ金員ヲ右山代価残り五百円へ差繼キ尚ホ不足金

式百四拾五円六拾六錢七厘ハ速カニ払入ルヘク共殘金五百円ヲ  
悉皆払入ル、義務無之旨弁駁セリ

仍テ判決スル如左  
第一條

原告人ニ於テ被告人ヨリ捧呈セシ第二号ヨリ第七号ニ至ル六通受  
取書ノ

金員并第八号ヨリ第十号ニ至ル三通襟物借用証ノ損料金ハ既ニ返  
却

（二二五B）  
済ナルヲ以テ明治八年九月廿日被告人ヨリ山買受ケノ定約証ヲ受

取リタ  
ル節第十三号ヨリ第十九号ニ至ル七通ノ借用証耳山代価ニ差繼キ

右  
第二号ヨリ第十号ニ至ル九通ノ証書ハ山代価ニ差繼カサル所以ナ  
ル旨

申立ルト雖モ既ニ返却済ノ証書ヲ依然被告人へ与へ置ク条理決テ  
無

之且右九通 第二号ヨリ 第十号マテ 証書ハ既ニ取引済ナル明証無之上ハ右原告  
人

申立てハ結局無証拠ナルニ付信用シ難シ

## 第二条

被告人ニ於テ第二号ヨリ第七号ニ至ル六通受取書ノ金員ハ明治八年  
六月中山代価残り五百円ノ内へ払入レタル旨申立ルト雖モ明治八年九

月廿日原告人へ山買受ケノ定約証ヲ相渡ス節明治八年六月中山  
代価ニ払入レタル受取書ノ金員ヲさしお閣キ他ノ第十三号ヨリ第十九号  
ニ至

ル借用証ノ金員ヲ山代価ニ差継ク条理決テ無之ニ付右被告  
人申立テハ採用セスつかひながら去右六通受取書ノ金員ハ

原告人ニ於テ借  
用金ナル旨申立ツル上ハ到底原告人ヨリ償却スヘキ金員ナル事  
明白ナリ然ル上ハ原告人ニ於テ自己ノ借金ハ払入レス被告人  
ヨリ山代価残り五百円ヲ悉ことごとく皆受取り度トノ申立テハ甚タ不  
条理ナリトス

第三条

前条ニ弁明スル筋合ナルニ付原告人ニ於テハ山地券名前切換へ相  
渡シ被告  
人ヨリ第十三号ヨリ第十九号ニ至ル借用証ヲ受取り且第二号ヨリ

第十二

明治初年、広島県庁の民事裁判について (三)

号ニ至ル十一通証書ノ内受取書ノ金九拾六円壹錢五厘ト借用証ノ  
金貳拾円壹錢八厘合テ百

拾六円三錢三厘并襟物借用証ノ損料金ト右借用証定約ノ利子  
利子ハ取引済ノ  
日迄積算スレ  
共山代価残り  
五百

円ニ差継キ計算ヲ遂ケタル上其余ノ山代価残りハ速カニ  
被告人ヨリ払入ルヘク義ト判決ス

但訴訟入費ハ各自費タル可シ\*

\* 原文では「訴訟入費ハ原告人ヨリ弁償スヘシ」とあつたが、  
朱抹のうへ「各自費タルヘシ」との朱書きが加えられ、「横地  
安信」の丸朱印が押されている。因みに「小島」の丸朱印は  
偶然にか上下が逆様に押されている。

(二一六B) 右代書人

右之通裁判申渡タ間其旨心得ユヘシ

\* 第三条の欄外上部にある朱書きの文は以下のとおり。横地  
安信の丸朱印と一色の丸朱印に挟まれているのは、横地の  
意見に一色が同調し、本文が修正されたと推測される。

「\*被告申立テ通ニシ  
\*「横地安信」の丸朱印

テモ尚ホ貳百円

余払フヘキ義

務尽サ、ルモノ、如

ハ資 料

修道法学 三五卷 一号

一九二(一九二)

シ因テ訴訟入費

ハ各自費至当

ナランカ」印

「一色」の丸朱印

(二二七B)

水雪代価催促ノ詞訟遂審問処原告

訴フル旨趣ハ被告ST清一郎ハ水雪七

百貳拾四貫目売払外ニ運賃殘金トモ

合金六拾四円貳拾錢八厘明治九年八月廿

五日迄ニ証書引換ニ可相渡旨ノ契約書ヲ

取受ケ期限ニ到リ屢(々々)催促スレトモ返済致

(シ)呉ス剩<sup>あまら</sup>へ第一第二兩号ノ証書ヲ以テ異

議申立ルト雖モ右証書ハ該訴ノ事件ニハ

關係無之加之第二号ノ証書ハ自分名前

記載アレトモ更ニ存セサル儀ニテ只事ヲ左右

ニ託シ牽強附会ノ説ヲ立テ無根ノ苦情ヲ

醸成シ徒ラニ光陰ヲ費シ甚迷惑ニ付至急

(二一八A)

代金受取度旨陳述シ被告答フル趣旨ハ

原告提供スル証書ハ正ニ相渡シタルニ相違

ナシト雖モ實際原告兩人ノ水雪ニハ無之戸河

内村ノ内猪山安中等ニテ数十名申合相困ヒ

只売捌方ヲ原告兩人ハ担当致サセシニ不

都合ノ所業モ有之仲間中熟議ノ上ST

佐六KM五郎へ総代ノ任ヲ托シ金穀出入ヲ

(二二七A) (注14、19)

【七〇】水雪代価催促之訴

十月九日申渡\*

明治九年十月二日

九年二千六百六十一号\*\*

判事 印\*\*\*

印\*\*

\*\*欄外下部に丸朱印。判読不能

\*\*\*朱書き

\*\*\*「横地安信」の丸朱印

主十二等出仕 川北 祐利 印

副三級判事補 山田 熊雄 印

判決案伺

広島県 平民

安芸国山縣郡加計村

原告人 K K 與八

全 S S K 孫次郎

水雪代価催促之訴

広島県 平民

同国同郡戸河内村

始メ其他万端兩人ノ指揮ヲ受ケ進退  
致スヘク事ニ相決シ已ニ今般告訴サル、  
金員モ総代ヨリ夫々分配スヘキ金員ニ付証  
書ハ差入置ト雖モ直ニ原告ヘハ難渡旨答弁  
セリ

(二二八B)

依テ判決スル左ノ如シ

被告(二)於テハ第一第二兩号ノ証書ヲ以テ実  
際原告ノ氷雪ニハ無之ニ付直ニ原告ノ需メニ  
応シ難キ旨申立ルト雖モ右証書ハ該訴原被(告)  
ノ間ニ対スル証拠ニハ不相立加之原告(ノ)提供  
スル証書ハ正ニ差入タル旨申立ル上ハ請求  
サレル金額ハ速ニ原告ヘ弁償可致事

但 訴訟入費ノ儀ハ規則ノ通り被告人

ヨリ償却スヘシ

原告代書人

被告差添人

(二二九A)

右之通申渡セシ間其旨相心得ヘシ

(二一九B)

(記述ナシ)

(二二〇A) (注脚、55)

【七一】貸金催促ノ訴\*

\* 欄外右側に「十月十六日申渡」の  
朱書きと下部に「中尾」の丸朱印

明治九年貳千七百零号\*\*

\*\*\* 「横地安信」の丸朱印  
\*\* 朱書き

七等判事 印\*\*\*

主 十四等出仕 林 俊雄 印

副 山田 三 裁判事補 印

裁判稿

広島県安芸国広島中島新町

商

O S 熊 吉

原告人

被告人

貸金催促ノ訴

同県同国広島猿楽町 商

A K 富 藏

同県同国六町目 商

S E 國 藏

(二二〇B)

右代人

明治初年、広島県庁の民事裁判について (三)

一九三 (一九三)

其方共訴訟遂審理処

原告訴フル趣旨ハ被告AK富藏へ明治九

年七月二十七日金六円貳拾錢貸渡明治九

八月三十一日限り元利屹度返済可致万一期限

違約致シ候節ハ元利合計高ノ外ニ元金半

方増シ差出シ可申旨堅クモ証スルヲ以貸渡

シ候処満期ニ至リ数度催促（二）及フト雖モ更

ニ返済不致証書明文万ニ一トツ云々ト有之以上ハ

期限ニ相違等無之見込ノ処未タニ返済

不致依之証書面ノ金員并違約金共急速（二）

返済ヲ得ヘキ旨陳述ス

被告（二）於テハ原告訴訟面ノ通明治九年七月廿

（二二一A）

七日六円二十錢借用シタル相違無之返済期限ノ

儀モ相違ナシト雖モ其期ニ至リ手許不融

通返金難及節ハ借用金元利ノ外ニ三

円拾錢ヲ差出シ自分適宜ニ返済可致趣

旨ナルヲ以明治九年八月三十一日後ニ至リ候テハ

無期限同一ノ儀ニ付原告違約ト唱ヒ出訴

請求スルノ權無之儀ト相心得候旨答弁

シタリ依テ判決スル如左

第壹条

被告（二）於テ該訴借用金定約証万一モ期限

違約セハ借用金元利合計ノ外ニ違約金トシテ

元金半方三円拾錢差出スヘキ旨著名\*シ金

（二二一B）

\*署名の誤記か

子借受実用ノ後期限ヲ經過シ返済不致段

証書明文上ノ期限ヲ虧缺シタル上ハ原告（二）於テ

\* 穴があく、かけるの意

其後請求ヲ訴フルニ奚ゾ盟約程限ノアルナ

ク違約翌日ヨリ請求スルヲ得ベシ茲ヲ以今更

債主ヘ対シ「違約金三円拾錢而已相渡余ハ」\*

\* 朱で抹消し、欄外上部に書入れ。末尾を参照。

無期限（ト）同一ナルニ付適宜ニ返済ヲ可遂トノ申立ハ

無証ニ付採用ナリ難シ

第一条

前条ノ理由ナルヲ以原告請求ノ金員并違

約金共被告人ヨリ償却可致事

但 訴訟入費ハ成規ノ通被告人ヨ（リ）弁償スベシ

右代人

（二二一A）

右之通申渡セシ間其旨可相心得事

明治九年九月三十日\*

\* 「九月三十日」は朱書き



\* 欄外上部に「元利金ノ外ニ金三円拾銭ヲ増シ払フナラハ」と朱書きにより訂正が施されている。

(二二二B)

(記述ナシ)

(二二三A) (注153)

【七二】貸米催促ノ訴

十月廿一日 申渡\*

十日呼出\*\*

明治九年第二千三百九十七号\*\*

裁判案

印\*\*\*

広島県安芸国賀茂郡白市村

\*\*\*「横地安信」の丸朱印

原告

農 KD 幸助 代人

全県全国全郡下三永村

貸米催促ノ訴

農 YU 徳左衛門

全県全国全郡高屋東村

被告

農 F K 源吉

明治初年、広島県庁の民事裁判について (三)

全県全国広島紙屋町寄留

山口県士族

右代言人 澤 半三郎

全県全国賀茂郡高屋東村

(二二三B)

引合人 農 MY 泰十郎

其方共一件審理ヲ遂ル処原告訴ヘノ旨趣ハ慶

応四辰年\*五月被告源吉并全人父要吉へ米六石貸

\* 西曆一八六八年

渡シ明治元年十二月限り返済可致ノ証書取置ク処

満期後謂レナキ異議申立(テ) 返米致サ、ルニ付約ノ

如ク被告ヨリ返済ヲ得ヘキ旨陳述ス被告答フル

旨趣ハ本訴ノ証原告へ差入米借候儀ハ之レナク

捺印ハ亡父要吉ノ印影ニシテ自分ノ印影ニ之レナク

シ既ニ受人MY泰十郎ヨリ新兵衛寅吉へ宛

タル明治元年辰十二月付証書ノ全文ニテモ自分

借受ケザルハ明瞭ナリ因テ原告人へ返弁ノ義

務ナキ旨答弁セリ引合人泰十郎ニ於テハ

(二二四A)

本訴貸借ノ原告証へ受人ニ相立押印セシハ相違

之レナク尤被告ヨリ申立ル新兵衛寅吉宛テノ証

書自分ヨリ差入レタル儀之レナク捺印モ自印ニアラザル

一九五(一九五)

旨申述セリ仍テ判決スル左ノ如シ

第一条 被告ニ於テ本訴証書自己名下タノ捺印ハ父

要吉ノ印影ニシテ自印ニアラザル旨申立ル処該

証面要吉源吉父子全印ヲ押捺之レアリ而シテ

右要吉モ借主ニ候上ハ自己名下タノ捺印亡父ノ印

影ナリト云フヲ以テ返弁ノ義務ナシトセズ

第二条 被告ニ於テ受人MY泰十郎ヨリ新兵衛

寅吉ヘ宛テタル証書ヲ以テ原告ヨリ米借無之段

明瞭ノ旨申立（ル）ト雖トモ右証書ハ被告源吉ヘ取

（二二四B）

置キタル書面ニハ無之ノミナラズ泰十郎（二）於テ右

書面ヲ出タセシ儀之レナク捺印モ自印ニ無之旨

申立ル以上ハ被告ニ於テ米借ナシトノ証拠

ニハ採用ナシガタシ

第三条 前条々ノ通ニ付原告請求ノ米六石

約定ノ利米ヲ付シ被告人ヨリ速ニ返済可

致儀ト判決候事

但 訴訟入費ハ成規ノ通り被告人ヨリ原告

并引合人ヘ償却スベシ

代 書 人

右之通申渡セシ間其旨可相心得事

明治九年九月廿二日

（二二五A）

主 四級判事補 一色 小十郎 印

副 三級判事補 山田 熊雄 印

（二二五B）

（記述ナシ）

（二二六A）（注同、同）

【七三】貸金催促ノ訴

九月三十一日呼出\*

九年十月廿一日申渡\*

\* 欄外に朱書き、三十日の誤りか

明治九年第二千三百九十五号\*\*

\*\*\* 「横地安信」の丸朱印

七等判事 印\*\*\*

主 四級判事補 一色 小十郎 印

副 三級判事補 山田 熊雄 印

裁 判 案

広島県安芸国賀茂郡高屋東村

原告 農

貸金催促ノ訴

M Y 泰 十 郎

全県全国全郡全村

農

被告

F K 源 吉

全県広島紙屋町寄留

〔二二六B〕

山口県土族

右代言人

澤 半 三 郎

其方共一件審理ヲ遂ル処原告M Y 泰十郎

儀慶応四年辰四月被告F K 源吉へ全年十月

限り返済ノ約定ニテ金拾五円貸渡シ全人ヨリ取置キタル

本証中ニ来辰十月限ノ明文ハ全年十月ヲ云フモノ

ニシテ満期後返弁致サザルニ付約ノ如ク被告ヨリ返済ヲ

得ヘキ旨申立テ被告ニ於テハ本訴訟ノ捺印ハ自

印ニアラスシテ亡父要吉ノ印影ナリ右亡父印

影ハ予テ紛失年月記 應セズ セシニ付右ノ捺印ハ甚タ不

審ニシテ全ク該証ヲ差入レ(タル) 原告ヨリ金借候儀ハ

之レナシ加之辰十月限ノ明文ハ原告ニ於テ慶応四年\*辰

\* 西曆一八六八年

〔二二七A〕

十月ナリト申立(ル) ト雖トモ慶応四年辰四月付ノ本証ニ

明治初年、広島県庁の民事裁判について (三)

来辰十月限リトアツテハ其ノ年ノ十月トハ不相聞仮ニ  
本証ヲ実正ト看做候トモ約定期間内ニ可有之  
旨答弁セリ仍テ裁決スル左ノ如シ

第一条 被告ニ於テ本証書原告人へ差入タル儀之レ

ナキ旨申立(ル) ト雖トモ証書ノ捺印ハ亡父要吉ノ印

影ニ相違ナキ旨申立既ニKD 幸助ヨリ掛ル訴

明治九年訴状番号

貳千三百九十七号 証中ノ被告源吉捺印ト同一ナル以

上ハ被告人ニ於テ該証書差入レ金借候儀ナシト云フヲ

得ザルモノトス

第二条 原告ニ於テ本訴ノ証書中ニ来辰十月限

トハ全年十月限ノ謂ヒナリト申立テル処被告ニ於テハ

〔二二七B〕 慶応四年辰四月付ノ本証ニ来辰十月限リトアツ

テハ其年ノ十月ニハ相当不致旨申立テ畢竟定約ヲ結ビ

シハ慶応四年辰四月ニシテ来辰十月限トハ其年

ノ十月トハ看做カタシ依テ該証ノ来辰十月限トハ

慶応四年ヨリ十三ヶ年後明治十三年十月期限

ナリト判決ス\*

\* 欄外上部に朱の  
但 訴訟入費ハ原被告トモ各自費タルベシ 書入れがある。

代 書 人 本項末尾を参照。

右之通申渡セシ間其旨可相心得候事

明治九年十月十四日

一九七 (一九七)

\* 「本証証書ノ明文ニ依リ判決ス固リ穩当トス

然リト雖モ僅々十五円金返還十三年ノ後ヲ期ス

普通ノ人情ニ乖異スト云ヘシ

仍テ想フニ本件締約辰ノ四月ナレハ

辰年ハ既ニ来ルモ辰ノ十月未タ来ルニ非ストセハ

当年十月ヲ以テ期限トナスモ憑拠ナシトセス暫ク一説ニ備フ

印 \* 「山田」の丸朱印

耕地用分水之訴

全県全国全郡同村

字 七谷 耕地所有人惣代

大谷 農

(二二八B)

被告 T M 平右衛門

全県全国全郡全村惣代

農

被告 M I 傳次郎

其方一件審理ヲ遂ル処原告訴ル旨趣ハ

字 高尾 所有ノ耕地養水ハ往昔ヨリ井堰ヲ以テ

川水ヲ引来ル処去ル安政度\* 二同村字 七谷 耕地所有ノ

被告ヨリ上流ニ於テ 擅ニ井堰ヲ設ケ引水致ス \* 西曆一八五四〜六〇年

二付字 高尾 養水闕乏農業ニ障害不少因テ其節

被告ヘ談判ノ上今後新堰致ス間敷旨安政三

辰年\* 五月付規定書ヲ取置キタリ爾後二十余年 \* 西曆一八五六年

間ニ被告ヨリ尚又新堰ヲ設ケ引水致スニ付右

規定書ヲ以テ談判 (二) ヲヨブト雖トモ地租御改

(二二九A)

正ニ付テハ引水ノ区分ハ無之抔申立テ協議至ラズ

畢竟分水ハ 被告三晝夜 割ノ仕来リニ候上ハ前段ノ

自分共二晝夜

(二二八A) (注疏、略)

【七四】耕地用分水之訴

明治九年第二千百号\*

印 \*\*

裁判案

広島県備後国安那郡山野村

字 高尾 耕地所有人惣代

大部 農

原告 M 猪右衛門

全県全国全郡全村惣代

農

原告 W B 與十郎

\* 「横地安信」の丸朱印

\* 朱書き

規定書ニ基キ安政度以来ノ新堰ヲ止メ右習慣  
通りノ分水ニ今後異議之レナキ旨ノ約定書為取

換ヲ得ベキ旨陳述セリ被告答フル旨趣ハ原告

ヨリ証拠ニ申立ル規定書ハ 七谷ノ新田持子惣代

ヨリ取結ヒタル規定書ニシテ原告トノ分水ハ 原告二昼夜  
自分共三昼夜

ニ仕来タルハ相違ナキ処右規定後新堰ヲ設ケ

タル儀ハ之レナシ且ツ原告ヨリ仕来リ通りノ為取換書ヲ

要スト雖トモ地租御改正相成候以上ハ新古田ノ別ニ

拠テ分水ノ区別ハ有之間敷因テ今後干魘ノ節

二昼夜原告方ヘ分水致サセガタキニ付原告ノ求メ

ニ応セサル旨答弁セリ仍テ判決スル左ノ如シ

〔二一九B〕

第一条 原告ニ於テ安政度ニ規定書受取候以

来二十余年間ニ被告ヨリ新堰ヲ設ケ夫レガ

タメ養水闕乏ニ付右新堰ヲ止メ度旨申立ル

処 証書ニ井堰ノ數ハ記載之レナク其他新

古別ツベキ証左ナキノミナラズ實際障害  
之レアリ「ナラバ」\*二十余年間經過スルノ謂レナキヲ以テ

\* 朱で三文字挿入

右井堰ヲ止度トノ申分ハ採用不致候事

第二条 原告所有 高尾 被告所有 七谷  
大谷ノ耕地養水ハ

原告二昼夜 被告三昼夜  
分水ノ習慣ナル旨原告被告申口符合シ

明治初年、広島県庁の民事裁判について (三)

而シテ被告ニ於テ地租改正後分水ノ区別ハ無  
之ニ付右習慣通り分水致サセガタシトノ申分ハ

不相互ニ付原告請求ノ習慣ノ通り分水

今後互ニ異変致ス間敷トノ為取換書受

〔二二〇A〕

渡ス可キ儀ト判決候事

但 訴訟入費ハ規則ノ通り被告ヨリ償却ス可シ

代 書 人

右之通申渡セシ間其旨可相心得候事

明治九年八月二日決ス

主 四級判事補 一色 小十郎 印  
副 十三等出仕 松野 節 夫 印

〔二二〇B〕

(記述ナシ)

〔二二一A〕 (注 18)

〔七五〕 貸銀催促ノ訴

一九九 (一九九)

\* 「決ス」は朱字

七月廿二日申渡済\* ○\* 欄外に墨書き  
明治九年第六百七十一号\*\* 朱書き

印\*\*\* 裁判案 \*\*\* 「横地安信」の丸朱印

広島県備後国深津郡東町

士族

原告人 H N 源吉

全県同国同郡西町

士族

原告代人 O B 壮作

全県同国全郡同町

士族

全 M K 半藏

全県全郡古吉津町

士族

〔三三二B〕

全 Y G 虎治

全県同国沼隈郡草深村

農 Ch 三郎 事

被告人 S G 弥平治

其方共一件審理ヲ遂ル処原告訴フル趣意ハ

明治四年十二月被告弥平治へ貸銀四拾貫目被

告ヨリH N源吉へ返済ヲ遂ケタル旨明治四年九月

五日付ノ受取書ヲ以テ申立ル処源吉ニ於テ右受

取書ヲ差出申勿論受取書ノ捺印源吉印影ニ

之レナシ既ニ明治五年十二月朔日被告へ及督促其節

明治六年一月限り返済可致ノ証書取置キ爾

後明治六年二月五日付書状差越シタルノミニテ

〔三三二A〕

返弁致サ、ルニ付小田県庁へ出訴(二)ヲヨフ処

本訴貸銀証書被告ヨリ不審ノ廉有之旨

申立終ニ刑事課ノ取糺シ相成ル処結局

被告弥平次負債主ノ名義免カレザル旨申シ

渡シ相成タルヲ被告ニ於テ謂レナキ異議申立ト雖トモ

前段約定通り被告ヨリ返済ヲ得ヘキ旨陳

述セリ被告答フル趣意ハ原告ヨリ証拠ニ申立ル

銀四拾貫目借用証ハ自分ヨリH N源吉へ差入タ

ルニ相違ナシト雖トモ右ハ明治四年九月五日元利トモ

源吉へ返済ヲ遂ケ其節証書ハ追テ差戻ス可シトノ

申シ聞ニ抛リ別紙受取書ノミヲ取置キタリ然ルニ

明治五年十二月朔日豈計ンヤ原告代人M K半藏O B

壮作ヨリ右ノ証書ヲ以テ源吉同社共有銀ヲ貸

〔三三二B〕

渡セシ旨ニテ嚴重督促ニ付テハ自分ニ於テ

二重払ニ立チ至ルベク意外ノ儀ニ候得共明治六年一月限り返済可致ノ証書相渡シ置キ尋テ明治六年二月五日付書状ヲ贈致セリ其後明治七年八月日N源吉ヨリ右返弁済ノ証書ヲ以テ小

田県へ出訴相成ル処本証書面ハ八月切ノハヲ四二末ノ四月ノ四ヲ十二ト書改メ之レアル不審ノ廉等詳載ノ答弁書差出シタル未結局刑事課ニ於テ申渡シ有之書面ニ曰ク普請受負ノ者入費金借用ノ旧藩札五百貫目ノ証書ヲ七通ノ内へ右四拾貫目ノ金額源吉房助取遣スル処ノ通帖ニ明確タリ弥平次ニ於テハ一旦返済後云々ト之レアリ抑右証書ノ原由タルY D房助原告人ヨリ新開受負金額ノ内銀

(二三三A)

受取ルニ付証文十七通差入レタル内ノ一通ニシテ自分借受ケタルニ之レナキ処証書面借主ニ相立チ有之ニ付最前返弁ヲ遂ケタルハ右明文ニテモ明瞭ニ付此上返済ノ義務ナキ旨答弁セリ仍テ判決スル左

条ノ如シ

第一条 原告ヨリ被告へ貸銀四拾貫目ハ被告ニ於テ明治四年九月五日付ノ受取書ヲ以テ既ニ返弁ヲ遂ケタル旨申立テ原告ニ於テハ受取書ヲ出サズ捺印モ相違セル旨ヲ申立テ而シテ被告ヨリ明治五

明治初年、広島県庁の民事裁判について (三)

年十二月朔日付右銀四拾貫目元利トモ明治六年一月限り返済可致ノ証書原告代人へ相渡シ尋テ明治六年二月五日付右銀心配候得共出来申サズニ付一応書入地御渡申置ク云々ノ書

(二三三B)

状原告代人へ贈(リ)タル旨原被告申分符合セシ以上ハ被告ニ於テ明治四年九月五日付ノ受取書ヲ以テ原告請求銀返済義務ナシトノ申立ハ明治五年十二月朔日付自約証書ノ旨意ニ反対ノ申分ニシテ不条理タルヲ以テ不採用

第二条 被告ヨリ小田県刑事課ニ於テノ申渡書ヲ以テ

既ニ返済ヲ遂ケタル証ト申立ル処書中弥平治ハ負債主ノ名義免カレスノ明文アツテ右書面ハ到底通常貸借ニ属スルモノニテ刑法ニ関セザル旨ヲ申渡セシ趣意ナルニ付原告へ対シ返弁ノ義務ヲ免レタルトノ申分ハ不相立

第三条 前条々ノ通ニ付原告請求(ノ)銀四拾貫目

(二三四A)

約定ノ利子ヲ加へ 計算旧福山藩札  
比較表ニ拠ルベシ 被告人ヨリ  
返済可致儀ト判決ス  
但 訴訟入費ハ成規通り被告人ヨリ償却可致事

101 (101)

差添人  
代書人

右代言人 奥本 數奇男  
広島袋町

右之通申渡セシ間其旨可相心得事

有禄平民

明治九年七月十三日

被告人 K B 千次郎

主 四級判事補 一色 小十郎 印  
副 十三等出仕 松野 節夫 印

其方共一件審理ヲ遂ル処左ノ如シ

原告吉藏(二)於テ明治六年十月被告千次郎へ無利

(二三五B)

(二三四B)

(記述ナシ)

息貸金五十四円四拾銭ハ爾後年々米三石ツ、返済ヲ

受ケ候約定ノ処明治六年分三石ハ同七年一月受取明治七八兩年

返米六石相滞ル分被告ヨリ受取ヘキ旨申立タリ

被告千次郎(二)於テハ明治六年十月金五拾四円四拾銭借受ケ

年々三石ツ、返米致スベキ約定ハ相違ナシト雖トモ右ハ

全ク家禄ノ内ヲ以テ返済スベキ約定ニ付壬申年三百号

御布令<sup>\*</sup>後公裁ヲ仰クベキ權利之レナキ旨ヲ答弁セリ

<sup>\*</sup>(注161の2) 参照

(二三五A) (注161、162)

【七六】返米催促ノ訴

明治九年第四百五号

印\* 裁判申渡案

\*「横地安信」の丸朱印

原告人 廣島稻荷町東組

商

返米催促ノ訴 原告人 T D 吉藏

安芸郡大須賀村

農

仍テ判決スル左ノ如シ

被告(二)於テ原告ヨリ請求スル返米ハ家禄ノ内ヲ以テ返

米スベキ約定ナル旨申立ルト雖トモ証書ニ家禄ノ明文之レナキ

上ハ壬申年第三百号<sup>\*</sup>ノ公布ニ関涉ナキモノトス依テ

原告請求ノ米六石被告ヨリ返弁致スベキ事

但 訴訟入費ハ規則ノ通り被告人ヨリ償却スベシ

(二三六A)



明治九年二月廿日

主 権 中 属 一 色 小 十 郎 印  
副 十 五 等 出 仕 小 島 範 一 郎 印

広島職町工

同 代 言 人 松 村 宗 次 郎

其方共訴訟遂審理処左ノ如シ

第一 条

被告人ハ該訴訟証書ハ已ニ破約セシ手残証文ナル旨申

〔二二七B〕

立ルト雖モ無証拠ナレバ採用セズ

第二 条

原告人ハ該証書金高ノ内六円ハ其ノ原由宿料ノ

滞リタルヲ預リ金ノ証書ニ改メ延期ヲ与ヘタル旨申

立タリ然レバ六箇月ヲ過去ルヲ以テ明治六年

第三百六十二号御布告出訴期限規則\*第

一条ニ依リ受理セズ

第三 条

原告人ハ該証書金高ノ内貳円ハ其ノ実別途ニ貸

与ヘタルヲ合載セシ旨申立被告人ハ原告人(ノ)申立ル

金貳円ヲ借用シタルハ相違無シト雖モ右ハ別ニ借

用証ヲ相渡シ有之該証書ニ合載セシ覚無之

旨申立双方相争フト雖モ原告人ニ於テ自カラ別

〔二二八A〕

ニ証書ヲ受取ラズ且ツ該事件ノ外被告人

ニ対シ貸借取引一切無之旨申立而フシテ金

〔二二六B〕

(記述ナシ)

〔二二七A〕 (注 昭 昭)

【七七】預ケ金催促訴

\*明治九年第五百八十八号 民事係 印\*\*

\* 欄外右上端に「言渡済」の墨書

\*\* 「山田」「一色」「松野」の丸朱印

\*\*\* 「横地安信」の丸朱印

印\*\*\*

裁判申渡案

広島西引御堂町 商 KN栄助 代 言 人

安芸国高田郡佐々井村 農

香 川 齊

預(ケ)金催促訴

原告 同国山縣郡木次村 農

被告

OS 精意都

明治初年、広島県庁の民事裁判について(三)

貳円ヲ貸借シタル事ハ原被告ニ於テ吻合

セシ上ハ右金貳円ハ

借り受ケシ日ヨリ裁判申渡シヲ受ケシ日ニ至ルマデ

壹ケ年百分六ノ利子ヲ加ヘ被告人ヨリ原告人

ヘ返償スベキ事

第四条

訴訟入費ハ各自費タルベキ事

明治九年三月八日

主 少属 粕屋 萬尋 印  
副 中属 馬渡 俊猷 印

〔二三八B〕

（記述ナシ）

〔二三九A〕（注例、略）

【七八】買受地引渡催促ノ訴

裁許申渡九年三月十九日\* 印\*\*

明治九年第貳百七拾三号\*\*\*

印\*\*\* 裁判申渡稿

\* 欄外に墨書  
\*\* 「小島」の丸朱印  
\*\*\* 宋書き

\*\*\* 「横地安信」の丸朱印

広島県安芸国高田郡横田村

農 N K 弥三郎 代言人

同国賀茂郡別府村

原告 農田川 喜三八

買受地引渡催促ノ訴

同国高田郡横田村

被告 農 S H 代藏

其方共訴訟遂審理処

原告人ハ元治元年\*十一月并明治三年十二月兩度

\* 西曆一八六四年

ニ被告人ヨリ田地壹反六畝草山都合三ヶ所代米拾壹

石壹斗壹升五合八勺ニテ買受ケ直ニ売切証書ニ通ヲ領取

〔二三九B〕

シ其後地券証モ原告名前ニテ受取り置キタリ而シテ右  
地所ハ買受ケタル節ヨリ被告人ニ預ケ置シ処作得米七  
年々差越シ不申且年貢諸役モ原告ヨリ相納ムル次

第二付明治四五年頃ヨリ右地所引渡方掛合ニ及ブト処被

告人ニ於テ地所売渡シタルニハ相違ナシト雖モ此地所差戻

ス節ハ貧困差迫ル旨申立テ時日遷延スル而已ニ有之

仍テ明治八年二月以来再度及出訴其度毎ト一旦地

所引渡シ明治八年十一月限代米拾石五斗壹升五合八

勺ニテ買戻ノ定約書ヲ受取り其際済口証モ差出

シタルニ豈図ヤ其後約ノ如ク履行セザルニ因テ不得已今

般及出訴処被告人ニ於テ右買戻シ期限ノ節代金調達買戻ヲ掛合ヒタル旨申立ルト雖モ決テ其義無之ニ付最初ノ売切証并地券証ニ基キ地所引渡ヲ受度旨

〔二四〇A〕

申立タリ

被告人ハ原告人ヘ元治元年十二月并明治三

年十二月兩度ニ田地壹反六畝草山都合三ヶ所代米拾壹石壹斗壹升五合八勺ニテ売渡シタルハ相違無之且其他モ原告陳述ノ通りニ有之尤明治八年十一月二至リ約ノ如ク代米拾石五斗壹升五合八勺調達可致ノ処

實際米員調達致シ難クニ付米相場ニ照シ代金払

入レ地所買戻スヘク旨及掛合処原告人ニ於テ代米

ニ非サレハ地所買戻シテ其義掛合ヒタル上ハ縦令米ト金ト異ナルト雖モ強チ違約トハ難

申ニ付右違約ノ廉ヲ以テ地所引渡スヘキ義務ハ無

之ニ依リ預テノ定約証ニ基キ目今ヨリ代米ニテ地所

〔二四〇B〕

買戻シ度旨陳述セリ

仍テ判決スル左ノ如シ

第一条

被告人ニ於テ元治元年十二月并明治三年十二月兩度ニ

明治初年、広島県庁の民事裁判について (三)

原告人ヘ売渡シタル地所ハ明治八年三月十八日締約セシ通り明治八年十一月代金調達地所買戻シヲ掛合ヒタル旨申立ルト雖モ兼テ定約ノ代米ニ之ナク且原告人ノ申口吻合セザル上ハ無証挾ナルヲ以テ採購為シ難シ

第二条

今般訴出ツル地所ハ原告人ニ於テ売切証并地券証モ所持シ且最初買受ノ節ヨリ右地所ニ関スル年貢諸役ハ原告ヨリ相納メ来リ加フルニ前条ノ筋合

〔二四一A〕

ナルヲ以テ買戻シ約定書明治八年十一月十五日ノ期限ヲ過去リタル上ハ被告ニ於テ買戻

シヲ請求スル権理無之ニ付原告請求ノ通り被告人

ヨリ田地壹反六畝歩外ニ草山都合三ヶ所速ニ引渡スヘキ

事

第三条

該件訴訟入費ノ義ハ被告人ヨリ原告人ヘ償却ス

ヘシ

明治九年三月十九日 主 十五等出仕 小島 範一郎 印

副少属 柏屋 萬尋 印

二〇五 (二〇五)

〔二四一B〕

（記述ナシ）

〔二四二A〕（注脚、略）

〔七九〕地所明渡催促之訴

式千四百九十九号\*

印\*\* 裁判申渡

広島県安芸国

広島鷹匠町

T K 久太郎 代言人

同人父 商

原告人

T K 源三郎

地所明渡催促之訴

同県 同国

同所 同町 雑

被告人

S S K 新兵衛

其方共一件遂吟味処

原告 T K 久太郎 儀 被告 S S K

〔二四二B〕

新兵衛へ貸渡ス処ノ地所明ケ渡ノ

\* 朱書き  
\*\* 「横地安信」の丸朱印

儀ハ昨年八月出訴御審判中示談ノ上  
更ニ二十日間貸渡シ賃金一日三錢六  
厘ニ取極メ同年十一月十五日限り可明渡  
ノ定約書取置一件済口証差出ス処  
右期限過去ルト雖モ明渡サス賃  
金モ払ヒ呉レサルニ付再ヒ訴出タル義ニテ  
最早相對猶予ハ難致趣申立  
被告 S S K 新兵衛（ニ）於テハ前段原告申  
立ノ通り相違ナシト雖モ最初ヨリノ運ヒ合  
モ有之尙相對示談致度ニ付右地所明ケ  
渡シノ儀更ニ五十日間ノ猶予（ヲ）受ケ度旨  
陳述セリ仍テ判決左ノ如シ  
〔二四三A〕

該件昨年八月出訴審判中更ニ定  
約取結ヒ示談済口証差出シタル者ニ付  
被告（ニ）於テ右定約ヲ取消スヘキ憑拠  
無之徒ニ明ケ渡ノ猶予ヲ乞フト雖モ原  
告人承諾セサル上ハ陳述ノ趣採用不  
相成速ニ定約ノ通り可執行事  
但 訴訟入費ハ規則ノ通被告人ヨリ償  
却ス可シ

明治九年二月廿四日 主 中 属 山田熊雄印  
副 十三等出仕 松野節夫印

(二四三B)

(記述ナシ)

(二四四B)

被告 S T 善助

同村農

右代言人 積田桂助

同村農

被告 H 健左衛門

同村農

引合人 H Y 弥三郎

同村農

同 N M 小七

(二四四A) (注疏、勘)

【八〇】所有地草山取戻ノ訴

申渡明治九年三月廿八日\*

九年百七十七号\*\*

印\*\*\*

\*\*\*「横地安信」の丸朱印

裁判申渡

広島県安芸国豊田郡

能良村農

M D 秀次 代言人

同村農

原告 松田 円助

所有地草山取戻ノ訴

同県同国同郡戸野村

農

\* 欄外に墨書き

\*\* 朱書き

問処

一原告ニ於テハ豊田郡戸野村ノ内字ナ杉風  
呂山ヲ八拾年以前同村ヨリ買請無税ニテ  
所有シ第一号ノ通持地合筆ニ地券拝受  
第二号内訳一筆限帖ニ字附致シ置ケテ

(二四五A)

被告 S T 善助 元ハ栄吉 儀同字杉風呂下ニ畑  
ト云

戸野村持地ヲ安政五年\*以来同村ヨリ受作 \* 西曆一八五八年  
致シ居リ慶応三卯年\*六月頃境界ヲ侵シ私有 \* 西曆一八六七年  
ノ草山荒神下へ立入柴草刈取ルニ付争論ヲ生

明治初年、広島県庁の民事裁判について (三)

二〇七 (二〇七)

シ該村役人立合実地見分ノ上私有草山ノ内  
山瀬溝下ノ荒蕪地代米壹斗受取戸野村

へ壳渡シ右柴草刈取タル論所ト交換シ草山

荒神下貳枚ノダバ 堀ニナリニテ 下ガバチ 堀ノツラ へ境  
棚地ニナルヲ云 ヲ云

杭打立其堤下ヲ被告善助ノ受作トナシ堤上

ヨリ私有地ト相定メ同村組頭亡定次郎外貳名ノ

者連印ノ証書第三号ノ通慶応三卯年七

月中受取置キ同辰年\*八月二至右村方ヨリ被

告善助受作ノ分壹反三畝歩ヲ切分ケ相成ル  
\* 慶応四 (一八六八) 年

(一四五B)

処明治六年三月境界ヲ侵シ荒神下貳枚ノダバ

開墾セシニ付地元村吏へ懇\*へ出テ引続キ争論

相止ズ第三号ノ証書ヲ遺漏シ第四・五号

其他新調ノ書面ヲ証トシ明治八年九月告訴

セシ故実地検査ノ末無証拠ニ属シ訴状擯斥ニ

相成ニ付被告日健左エ門儀奥書調印ノ証

書ヲ指出ナガラ証書ノ通り執行致サス依テ先般

取調遺漏ノ証書戸野村元地主ヨリ取置ク第

三号ノ濟口約定書ヲ以侵地取戻シヲ請求シ

タリ

一被告S T善助ハ字杉風呂荒神下山岸ダバ

(二四六A)

ヨリ畑地ノ分ハ第一号ノ通持地合筆ノ地券拜受  
シ第二号内訳一筆限帖ニ字附シタル地所ハ安政  
五年村持地ヲ受作致シ田畑ニ接続スル山ハ三間  
通り柴草刈取ル習慣ニ付右草山刈採り来ルヲ

慶応三卯年六月頃原告ヨリ卒然ト故障申

出テ争論トナリ終ニ該村吏立合ノ上境界相定

メ原告所有草山ノ内山瀬溝下凡三拾歩余ノ荒

地ヲ村方へ買受右受作地ニ添従前ノ如ク作配シ

慶応四辰年八月二至第三号証書ノ通村総

持高壹反五畝歩ノ内壹反三畝歩ヲ切分ケ貫

分米五斗四升六合余ヲ年々相納私有地トナル

二付第一二号ノ通地券状拜受シ明治六年三

月中荒神下貳枚ノダバ荒地トナリタルヲ開墾シ

古来ノ境域ヲ侵シタルニハ無之全ク貢租上納ノ地

内ニ付原告 (三) 於テ故障ス可ク謂レナク殊ニ明治八

(二四六B)

年九月該地貳枚ノダバ取戻シヲ告訴スト雖モ

実地検査ノ上到底無証拠ニテ訴状却下トナ

リタルヲ更ニ慶応三卯年七月附ノ不審ナル濟

口証ヲ組合ニモアラサルNM小七ヲ組合ノ肩書シ

タル連印ノ書面ヲ証拠トシテ訴レトモ仮令受作中

タリトモ確定スル論所済口証書ナラハ連印ス可ク  
ヲ元地主共ノ済口ニシテ其節関係ノ小作人ニテ調  
印セサル上ハ真正ノ証憑ト見認メ難クニ付該地引  
渡ス可キ条理無之旨答弁シタリ

一 第二被告日健左エ門ハ安政五年以来字杉風  
呂下々畑村内ST善助ニ小作致サセ置キ慶  
応三卯年原告陳述スル通争論ノ節終ニ村吏立  
合境界相定メ置キ其後高地共善助ヘ切分

〔二四七A〕

ルト雖モ争論止ム事ナク明治八年九月原告ニテ  
先年相改メタル略図新調シ境界ハ朱点ヲ附シ持  
参スル故先般ノ立合人未存命ノ者有之ニ付及尋  
問処原告申立ノ通相違ナキ旨陳告ニ依リ原告  
指出ス第五号書面ノ通奥書調印ノ上相渡  
タル旨答弁シタリ

一 引合人H Y 弥三郎ハ慶応三卯年村内年行司  
相心得中字杉風呂草山被告善助柴草刈取  
ルニ付原告M D 秀次ト争論ニナリ其節ノ組頭  
亡定次郎外二人立合実地見分ノ上境界相  
改メ慶応三卯年七月原告指出ス証書第三号  
ノ通字杉風呂荒神下貳枚ノダバ下堤ヘ境杭  
打立同所ノ堤下ヲ被告善助ノ受作地トシ元地

明治初年、広島県庁の民事裁判について (三)

〔二四七B〕

主村方総代ノ廉ヲ以証書ヲ相渡シ置キ善助調  
印セサルハ小作人ニテ地主ノ取計ニ任セ可ク答ニ付  
調印無之慶応四辰年八月二至リ下々畑荅反五  
畝歩ノ内荅反三畝歩ヲ被告善助ニ高切渡シ  
明治八年九月原告ヨリ前述ノ境界相尋ル

ニ付相違無之旨NM小七俱ニ調印ノ書面相渡  
シタル旨答弁シタリ

一 引合人NM小七ハ村内字杉風呂山ノ柴草ST

善助ナル者刈採ルニ付争論トナリ終ニ村吏立合  
境界相改メタルハH Y 弥三郎陳告ノ通原告(ノ)差出  
ス第三号証書ニ調印致シ相渡シ其節村吏ヘ  
随ヒ見分致シ小作人善助ハ元同称ノ□□ナ  
ルニ付善助組合ト肩書セシ旨答弁シタリ

〔二四八A〕

之ヲ判決スル事左ノ如シ

第一条

原被告トモ証拠トスル第一号ノ地券状ハ最寄  
ノ持地合筆シ第二号内訳一筆限帖ハ字ナ反畝  
歩ヲ見積リ現歩ヲ記載セス及ヒ地引図面等コ  
レナクニ付何レモ彼我ノ境界ヲ定メル証憑トナシ  
難シ

二〇九 (二〇九)

第二条

被告S T善助ニ於テ田畑ニ接続スル草山ハ三間  
通柴草ハ刈採ル習慣ナルヲ以テ受作地ニ接近  
スル原告所持ノ戸野村越石地字杉風呂草山

慶応三卯年六月頃柴草刈採ル処争論トナリ  
終ニ該村吏立合山岸迄境杭打立タル境内ニ現

(二四八B)

在スル荒神下元荒地ノダバ 是ハ段々上リニテ  
棚ニナルヲ云 貳枚ハ私

有地ナル旨陳告スレトモ原告第三号ノ証書トスル慶  
応三卯年七月十八日該村組頭亡定次郎外貳名ヨ

リ取置ク杉風呂草山境界争ノ濟口ヲ閱スルニ右荒  
神下貳枚ノダバ其他ニテ柴草刈採ルニ付村吏立

合見分ノ上原告所有ノ山瀬溝下ヲ代米沓斗ニテ  
右村へ買受ケ従来ノ受作地へ添ハ被告善助地 旧名  
榮吉

ニ小作致サセダバノ下ガバチ 是ハ堤ノ  
事ヲ云 へ境界杭打立  
堤下ヲ善助受作地トナシ熟議濟ノ証書ヲ元地主

村総代ヨリ原告へ相渡シ其後慶応四辰年八月ニ  
至リ村方ヨリ善助へ畑地沓反三畝歩ヲ切渡シ

タル旨第二被告H健左衛門及ヒ当時存命ナル  
引合人H Y弥三郎外一人ノ申口モ右証書ト吻合

(二四九A)  
シ并原告差出ス第四号ノ年貢通ヒ帖ニ草山

争論入費并山瀬溝下代米等仕訳タル廉記載ア  
ル上ハ善助申立ハ採用ナシ難シ

第三条

被告善助義字杉風呂下々畑ハ安政五年以来  
村方持地ヲ受作致シ慶応四辰年八月第三号  
証書ノ通村持地下々畑沓反五畝拾五歩ノ内沓反

三畝歩高切分永代貰受年々米五斗四升六  
合宛相納メル内ニ原告訴ル荒神下貳枚ノダバ

ハ現在スル旨陳述スレトモ境界記載セザル反畝歩ノ  
内ヲ切分ル迄ニテ境界ヲ確定スル証書トハ肯認メ

難シ  
第四号

第四条

(二四九B)  
原告ニ於テ明治八年九月告訴ノ節証憑トシテ指出シ  
タル第五六号ノ書面ハ戸野村総代H健左工門其

他ノ者ヨリ訴訟ノ際乞求シタルモノ故被告善助ニ  
関渉スル書類ニアラサルニ付採用セス

第五条

被告善助ニ於テ原告所持スル第三号ノ書面  
ハ先般出訴ノ節指出サザルニ付不審ナル旨申告スレトモ疑  
惑而已ニテ取消ス可キ証跡無之故採用ナシ難シ

第六条



前記ノ通ナルニ付字杉風呂草山荒神下堤ノ上貳  
枚ノダバハ慶応三卯年七月十七日元地主総代ヨリ  
相渡シタル証書ノ通被告善助所有ス可キ  
条理無之ニ付原告ノ所持地ト判決ス

〔二五〇A〕

### 第七條

訴訟入費ハ規則ノ通被告人ヨリ原告及ヒ引合  
人へ弁償ス可シ

代書人

右之通裁判申渡セシ間其旨可相心得事

〔二五〇B〕

(記述ナシ)

## 二 【注の部】

(注129) 【六一】事件の用紙は、【三一】事件と同じ。全二葉。

(注130) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、

「一月十七日 貸金催促訴

百五十三 九年二月七日身代限

原 広島六丁目 M H 清兵衛  
代理人 二宮 豊三郎  
被 同平田屋町

明治初年、広島県庁の民事裁判について (三)

掛山田 副馬渡  
欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。 TH アサ」とある。

(注131) 【六二】事件の用紙は、半葉縦一〇行の黒色の罫紙で、一葉中央下部に同色で「広島縣」の印刷がある。全二葉。

(注132) 本件は、【六一】事件と同一の事件と思われ、【六一一2】と枝番号を付けるのが適切と考えられる。なお、【六一】事件では、「明治九年二月」で裁判官が「山田」「一色」とあるが、本件では、「明治九年二月七日」と年月日が記され、裁判官名が「横地安信」とあり、朱の角職印が押されているところが異なっている。

(注133) 【六三】事件の用紙は、縦二四・〇 cm、横一五・五 cm。半葉縦二行の罫紙で、藍色の印刷で、一葉中央下部に同色で「広島縣裁判所」の印刷がある。全一葉。

(注134) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ三)には、

「八月十二日 貸金催促訴 原 広島平塚 S K 源太 代人  
二千四百一 九月一日 NO 輝政

身代限 被 同 猿楽町

掛小島 副松野

欄外上部に「判二二六」の朱書きがある。

(注135) 【六四】事件の用紙は、【三一】事件と同じ。全一葉。

(注136) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、

「三月二日 貸米催促訴 原 賀茂郡内海村 K Y 清三郎  
七百五十九 三月廿九日身代限裁判言渡済 代理人 藤井 喜七

二二一 (二二一)

被 同郡馬木村

立国会図書館、近代デジタルアーカイブによる。

掛馬渡 副松野

S T 仁臧」とあり、

「明治六年一月第十八号布告地所質入書人規則左之通増補候條此旨布告候事

欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。

地所質入書人規則増補

(注137) 【六五】事件の用紙は、【三二】事件と同じ。全二葉。

(注138) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、

第十六條

「三月二日 貸米催促訴 原 賀茂郡内海村 K Y 清三郎

一 従前取結ヒタル質入書人ノ約定ニテ明治六年七月三十一日前ニ期限

七百五十五 三月廿九日身代限裁判申渡済 代言人 藤井 喜七

ヲ過去リタル分ニテ債主ニ於テ貸金返済方ニ付延期ノ勸弁ヲ加フル者ハ來十月三十一日迄ニ其地所所管ノ戸長役場へ届出地所質入書人規則第九條ニ準シ與書割印ヲ受クヘシ若シ右日限内與書割印ヲ受ケ

掛 山田 副柏屋 被 同郡宗近村

スシテ後日其證書ヲ以テ訴訟ニ及フ時ハ質入書人ノ證據ニハ相立サルニ付裁判上糶賣分配ノ時ハ先取ノ權利ヲ失ヒ質入書人なき貸借同

欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。

様ノ處分ニ及フヘキ事」

(注139) 【六六】事件の用紙は、【三二】事件と同じ。全一葉。

(注144) 【六八】事件の用紙は、【六三】事件と同じ。全三葉。

(注140) 『明治七・八年 訴状受取録』(民第六号ノ一) および 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二・三) には、対応する記載は見いだせな

(注145) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ三) には、

かった。

「八月廿八日 預ケ金催促訴 原 山口県周防国熊毛郡佐賀村 K B

(注141) 【六七】事件の用紙は、【六三】事件と同じ。全三葉。

二千五百廿四 十月二日裁許 被 広島鷹匠町 K D 潤譽 同居

(注142) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二) には、

掛 一色 副林

「二月十七日 貸金催促訴 原 深津郡古吉津町

欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。

千六百六十九 十一月廿八日裁許 Y G 席次 外二人

(注146) 【六九】事件の用紙は、【六三】事件と同じ。全四葉。

掛 一色 副小嶋 被 同郡津々下村

(注147) 『明治九年 訴状受取録』(第六号ノ三) には、

十年二月廿四日控訴届 被 同郡津々下村

「八月十一日 山代備 不 請求訴 原 安芸郡牛田村

FI 祥雲」とあり、

掛 一色 副小嶋

欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。

YS 彦助」とあり、

(注143) 明治七年太政官布告第七十六号の規定は、以下のとおりである(国

不 請求訴 原 安芸郡牛田村

二千三百九十

G M 唯之助

十月四日裁許 被 同郡同村

掛 小島副松野

N T 作太郎」とあり、

欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。

(注148) 【七〇】事件の用紙は、【六三】事件と同じ。全三葉。

(注149) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ三)には、

「九月十二日 氷雪代価催促 原 山縣郡加計村

二千六百六十一

K K 與八 外巻人

十月九日裁許

被 同郡戸内村

掛 川北副山田

S T 清一郎」とあり、

欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。

(注148) 【七一】事件の用紙は、【六三】事件と同じ。全三葉。

(注151) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ三)には、

「九月十五日 貸金催促 原 広島中島新町

二千七百零

十月十六日裁許 O S 熊吉

掛 林副山田

被 同所猿楽町

欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。

(注152) 【七二】事件の用紙は、【六三】事件と同じ。全三葉。

(注153) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ三)には、

「八月十二日 貸米催促 原 賀茂郡白市村 K D 幸助 代人

二千三百

十月廿一日 Y U 徳左衛門

明治初年、広島県庁の民事裁判について (三)

裁許 被 同郡高屋東村

掛 一色副松野

F K 源吉」とあり、

欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。

(注154) 【七三】事件の用紙は、【六三】事件と同じ。全三葉。

(注155) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ三)には、

「八月十二日 貸金催促 原 賀茂郡高屋東村 M Y 泰十郎 代人

二千三百九十五 十月廿一日

Y U 徳左衛門

裁許 被 同郡同村

掛 一色副松野

F K 源吉」とあり、

欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。

(注156) 【七四】事件の用紙は、【六三】事件と同じ。全三葉。

(注157) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ三)には、

「七月七日 分水 原 安那郡山野村

二千百

八月三日裁許 被 同村

掛 一色副松野

M H 四郎兵衛 外二人」とあり、

欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。

(注158) 【七五】事件の用紙は、【三一】事件と同じ。全四葉。

(注159) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、

「二月十七日 貸金催促 原 深津郡古吉津町

千六百七十一 七月廿二日

S K 庸次外二名

裁許 被 沼隈郡草津村

一一三 (一一三)

掛 一色 副馬渡

SG 弥平次」とあり、

欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。

因みに、同書欄外上部に以下の四個の注が附されている（漢字は常用漢字に直した）。

〔注160〕【七六】事件の用紙は、【三一】事件と同じ。全二葉。

〔司法省第四十一号参看、六年太政官第三百六十二号ニ依リ消滅、

〔注161〕『明治九年 訴状受取録』（民第六号ノ二）には、

六年司法省第三十号参看、八年第八号布告ヲ以テ禄制改訂〕

「二月 七日 入米催促 原 廣島稲荷町東組 TD 吉藏

〔注162〕【七七】事件の用紙は、【三一】事件と同じ。全二葉。

四百五 二月廿日 代言人 奥本 數奇男

〔注163〕『明治九年 訴状受取録』（民第六号ノ二）には、

裁許 被 同袋町

「二月十四日 貸金催促 原 廣島研屋町 ST 惣兵衛

掛 柏屋 副山田

KB 千次郎」とあり、

欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。

九年三月十一日 被 山縣郡木次郎

〔注164の2〕 太政官布告明治五年第三百号（十月七日）（布）『法令全書』明

掛 柏屋 副馬渡 裁許 OS 精意都」とあり、

治五年二〇二頁（国立国会図書館、近代デジタルアーカイブ）

欄外上部には、「判二二六号」の朱書きがある。

は、以下の条文を載せている。

〔注164〕【七八】事件の用紙は、【三一】事件と同じ。全三葉。

一 華士族卒へ掛り候金穀貸借ハ明治二年巳六月郡縣ノ制

「一月廿八日 買受地所引渡 原 高田郡横田郎 NK 彌三郎

被 仰出候以前ノ分ハ裁判ニ不及候事

違約催促 代言人 田川 喜三八

一 静岡及ヒ仙臺會津其外再立ノ藩々再立以前ノ金穀貸借ハ裁

三月十九日 被 高田郡横田郎

判ニ不及候事

掛 小島 副柏屋 裁許 SH 代藏」とあり、

一 自今貴賤上下一般ノ人民互ニ期ヲ約シテ金銀貸借シ如シ期

欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。

ニ及テ不返時内證屢催促ヲナスト雖トモ期月後滿五年ニ至

〔注166〕【七九】事件の用紙は、【三一】事件と同じ。全二葉。

ル迄一度モ訴出サル者ハ裁判ニ不及候事

〔注167〕【目次】には、明治九年第二四九九号」とあるが、「明治八年」の

但當七月以前ノ貸借ノ分ハ此限ニ非ス

誤りであらう。『自明治七年 至同八年 訴状受取録』（民第六号ノ二）

一 従前今後共家禄ヲ引當ニ致シ候金銀貸借ノ儀ハ一切裁判ニ

には、

不及候事

「十二月二十日 地所明渡シ催促ノ訴 原 廣島鷹匠町 T K 久太郎  
貳千四百九十九号 地所明渡シ催促ノ訴 代 言 人 T K 源三郎

三月七日

被 同所

掛 山田 副 粕屋 裁 許

S K 新兵衛」とあり、

欄外上部に「判二二六」の朱書きがある。

(注108) 【八〇】事件の用紙は、【三一】事件と同じ。全七葉。

(注109) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二) には、

「二月十八日 所有地草山取戻訴 原 豊田郡世良村 M D 秀次

百七十七

代 言 人 松田 円藏

三月廿八日

被 同郡戸野村

掛 松野 副 一色 裁 許

S T 善助外一人」とあり、

欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。